第４部

まとめと考察

―過去の調査等との比較からー

本部においては、「ノーマライゼーションプラン金沢」や「金沢市障害福祉計画」策定のために平成９年、平成15年、平成19年および平成25年に行った調査や国などの他機関が行った調査との比較分析を行います。本市が行った調査の略称は、次のとおりとし、国などの他機関が行った調査については、図表の下に出典名を記入しました。なお、本市が平成19年に実施した調査は、障害者自立支援法による障害程度区分認定者および地域生活支援事業利用者を対象とした調査を行ったため、身体に障害のある人、知的障害のある人および精神に障害のある人には、上記自立支援サービスを利用していない人が調査対象となっています。

平成９年＝平成９年７月　金沢市障害者計画アンケート

平成15年＝平成15年７月　金沢市障害者計画アンケート

平成19年＝平成19年12月　金沢市障害者計画・障害福祉計画アンケート

平成25年＝平成25年12月　金沢市障害者計画・障害福祉計画アンケート

令和元年＝令和元年11月　金沢市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画アンケート

# Ⅰ　守られる

### 障害に対する理解や差別

##### 差別やいやな思い

障害のある人で差別やいやな思いをしたことが「ある」と答えているのは、成人が５割以下なのに対し、障害のある児童が56.7％にもなっています（図表４－１）。一方、全国・市民・事業者等は、差別や偏見が「あると思う」と「ある程度はあると思う」の合計が80％以上となっています（図表４－２）。差別や偏見に関する障害のある人と障害のない人の意識については、かなりの乖離がみられます。

1. 障害があるために差別やいやな思いをしたことがあるか（令和元年）

（注）無回答を除いて計算した。

1. 差別や偏見の有無（令和元年）

##### 障害者差別解消法施行後の評価

障害者差別解消法施行後、障害に対する理解が以前と比べて進んでいるかという設問に対して、「進んでいる」と答えた障害のある人は７％前後となっています（図表４－３）。図表４－４により、障害者差別解消法の周知度をみると、事業者等の「法律の内容も含めて知っている」（28.5％）が、全国（5.1％）および市民（7.0％）を大きく上回っています。

合理的配慮など、直接関わりのある事業者等の「法律の内容も含めて知っている」が市民より高いのは当然のことですが、障害のある人が普通に暮らせる社会、つまりノーマライゼーション社会の実現のためには、すべての人の理解と協力が必要です。

1. 障害者差別解消法施行後の障害に対する理解（令和元年）

（注）無回答を除いて計算した。

1. 障害者差別解消法の周知度（令和元年）

### 成年後見制度

成年後見制度を「利用している」率は、知的障害のある人が上昇し、精神に障害のある人が低下しています。「制度があることを知らなかった」率は、知的障害のある人・精神に障害のある人とも少し低下しています（図表４－５）。

図表４－５で「利用したことはない」と答えた人の利用意向をたずねた結果が図表４－６です。「利用したい」率は、知的障害のある人・精神に障害のある人とも上昇しています。

1. 成年後見制度の利用状況
2. 成年後見制度の利用意向

### ＨＥＬＰカード・ヘルプマーク

ＨＥＬＰカード・ヘルプマークの利用は、障害のある児童以外は10％以下の低い率です（図表４－７）。一方、市民等のＨＥＬＰカード・ヘルプマークの周知度は、全国を除けば20％前後です（図表４－８）。

ＨＥＬＰカード・ヘルプマークを有効に利用するためには、障害のない人に知ってもらう必要があります。そのためには、援助を必要とする人が常に身につける又は所持することが重要です。

1. ＨＥＬＰカード・ヘルプマークを利用しているか（令和元年）

（注）無回答を除いて計算した。

1. ＨＥＬＰカード・ヘルプマークの周知度（令和元年）

# Ⅱ　住 ま う

### 住　居

##### 現在の住まい

身体に障害のある人の「持ち家」は70％前後で推移しており、知的障害のある人の「持ち家」は平成25年が最も高くなっています。また、知的障害のある人の「グループホーム・福祉ホーム」は、漸増を続けています。

1. 現在の住まい

（注）１　「借家」には、賃貸のアパート・マンション、市営・県営住宅などを含む。

　　　２　「その他」には、間借りを含む。

　　　３　平成19年の身体に障害のある人は、身体障害者手帳を所持している自立支援サービス受給者および障害のある児童を含み、知的障害のある人は、療育手帳を所持している自立支援サービス受給者および障害のある児童を含む。

##### 持ち家率

図表４－10は、全国・石川県・金沢市と今回の調査の持ち家率を比較したものです。石川県の持ち家率は、全国平均より高いのですが、金沢市の持ち家率は全国平均より低くなっています。持ち家率は、都市部ほど低くなる傾向があります。精神に障害のある人以外の持ち家率は、金沢市平均を上回っています。精神に障害のある人の持ち家率が低いのは、借家（賃貸マンション・アパートを含む）やグループホーム・福祉ホームなどに住んでいる人が多いためです（37頁参照）。

### 平均世帯人員

国勢調査によると、平成27年10月の平均世帯人員は、全国が2.33人、石川県が2.48人、金沢市が2.26人でした。これに対して、今回の調査では、身体に障害のある人が2.68人、知的障害のある人が3.32人、精神に障害のある人が2.66人、障害のある児童が4.27人となっており、いずれも金沢市平均を上回っています。今回の調査で、平均世帯人員が最も少ない精神に障害のある人は、ひとり暮らしが最も多く、平均世帯人員が最も多い障害のある児童は、当然のことかもしれませんが、ひとり暮らしがいません（９頁参照）。

1. 持ち家率

資料：「国勢調査」は平成27年10月実施

1. 平均世帯人員

資料：「国勢調査」は平成27年10月実施

### 配偶者のいる率

図表４－12は、配偶者のいる率を国勢調査と比較したものです。調査対象者の年齢区分が若干違うことを考慮しても、身体に障害のある人は国勢調査並み、知的障害のある人および精神に障害のある人は極端に低くなっています。性別にみると、国勢調査の配偶者のいる率は女性より男性が高くなっており、令和元年は３障害とも男性より女性が高くなっています。

1. 配偶者のいる率

（注）１　「令和元年」は、「同居している配偶者」である。

２　「全国」「知的障害」「精神障害」は18歳以上、「身体障害」は18～64歳

資料：「国勢調査」は平成27年10月実施

### これからの生活場所

図表４－13は、これからの生活をどこで送りたいかたずねた結果の経年変化です。「自宅（持ち家、借家、公営住宅など）」は、身体に障害のある人と障害のある児童が90％前後、知的障害のある人と精神に障害のある人が70％前後となっています。「グループホーム・福祉ホーム」は、知的障害のある人が上昇傾向を示しているのに対し、精神に障害のある人は低下傾向を示しています。

1. これからの生活場所

（注）１　平成15年の身体障害には、「グループホーム・福祉ホーム」という選択肢がない。

２　平成15年の精神障害には、「入所施設」という選択肢がない。

３　平成15年の精神障害の「グループホーム・福祉ホーム」は、「グループホーム」と「福祉ホーム・援護寮など」の合計である。

４　平成19年は、障害福祉サービス等を受けていない手帳所持者である。

５　平成19年は、「入所施設」という選択肢がない。

# Ⅲ　働　　く

### 就労の有無

図表４－14の「仕事をしている」率は、就労支援施設や作業所などの福祉的就労を含んでいます。平成19年以降の就業率は、３障害とも上昇を続けています。平成18年４月から施行された障害者自立支援法（平成25年度から「障害者総合支援法」）の効果と考えられます。

1. 就労の有無

（注）「通学・職業訓練中」および無回答を除いて計算した。

### 勤務形態

図表４－15により就労している人の勤務形態をみると、「常勤」「自営業」は身体に障害のある人が高く、「就労支援施設・作業所」は知的障害のある人および精神に障害のある人が高くなっています。知的障害のある人および精神に障害のある人の平成19年は、就労支援施設・作業所利用者の多くが自立支援サービス受給者調査の対象となったため、「就労支援施設・作業所」が極端に低くなっています。

1. 勤務形態

（注）無回答を除いて計算した。

### 仕事の悩みや困ること

身体に障害のある人の仕事の悩みや困っていることは、多くの項目で平成19年・平成25年より令和元年が高くなっています。「とくに困っていることはない」は、身体に障害のある人が43.2％、知的障害のある人が34.2％と平成25年とほぼ同率であるのに対し、精神に障害のある人が26.8％と平成25年より11.7ポイント上昇しています。

1. 仕事の悩みや困っていること（複数回答・共通選択肢のみ）

（注）選択肢は、平成15年の身体に障害のある人・精神に障害のある人が３つまで、他はいくつでも

### 仕事による１年間の収入

図表４－17は、仕事による１年間の収入を勤務形態別にみたものです。身体に障害のある人は「200万円～500万円未満」を中心としており、知的障害のある人および精神に障害のある人は「50万円未満」が最も高くなっています。知的障害のある人および精神に障害のある人は、「50万円未満」の割合が高い就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）、作業所で働いている人が多いためです。厚生労働省の公表によると、平成30年度の全国平均の工賃（賃金）月額は、就労継続支援Ａ型が76,887円、就労継続支援Ｂ型が16,118円です。

1. 仕事による１年間の収入（令和元年）

### 就労意向

就労していない人の就労意向は、図表４－18のとおりです。令和元年の「働きたい」率は、３障害とも平成25年より低下していますが、障害のある人の就労率が上昇していることが要因と考えられます。

1. 就労意向

（注）無回答を除いて計算した。

# Ⅳ　得　　る

### 生活保護率

石川県の令和元年９月分の生活保護率0.63％は、全国平均よりかなり低い率です。金沢市は石川県平均よりも高いのですが、３障害とも金沢市平均をかなり上回っています。特に、精神に障害のある人は18.70％と非常に高くなっています。精神に障害のある人の生活保護率が高い要因として、ひとり暮らしの比率が高いこと（９頁参照）、就労している人の多くが就労継続支援、作業所などで働いていること（55頁参照）などがあげられます。また、身体に障害のある人については、生活保護受給者の多い高齢者を調査対象としていないので、実際の生活保護率は図表４－19より高いと推定されます。

1. 生活保護率

資料：「生活保護率」は、厚生労働省社会・援護局保護課「被保護者調査（令和元年９月分概数）」

# Ⅴ　学　　ぶ

### 希望する学習形態

学校での希望する学習形態について、統合教育、分離教育、分離・統合教育のどれがいいかを聞いたのが図表４－20です。統合教育とは普通学級、分離教育とは特別支援学校、分離・統合教育とは特別支援学級を指します。

身体に障害のある児童は統合教育が高く、知的障害のある児童は分離・統合教育と分離教育が高くなっています。近年になって、ノーマライゼーションの実現のためには、統合教育が望ましいという意見がありますが、当事者の保護者の考え方は一概にはいえないようです。

1. 希望する学習形態

（注）「その他」および無回答を除いて計算した。

### 放課後児童クラブ

放課後児童クラブについては、「希望しない。または、希望しなかった」が最も高くなっています。令和元年は、「放課後児童クラブに通っている。または、通っていた」が上昇していますが、近年の放課後等デイサービス提供事業所の増加が一因と考えられます。

1. 放課後児童クラブ

（注）無回答を除いて計算した。

### 放課後等デイサービス

図表４－22は、放課後等デイサービスの利用状況と利用意向について、平成25年と比較したものです。小・中・高校生とも、利用児童が大幅に上昇しており、実際の利用児も増加しています。

この要因として、①療育の必要性についての理解と低額（定額）で送迎もしてくれる利便さが若い親世代のニーズと合致した、②収益性の良いビジネスとして認知され、事業所が急増している、③放課後児童クラブで障害のある児童の受け入れに積極的でないところがある、④発達障害のある児童の増加、の４つをあげることができると考えられます。

1. 放課後等デイサービスの利用状況と利用意向（障害のある児童）

### 卒業後の進路

身体に障害のある児童は現在の学校を卒業したあとの進路として、「高校・大学・専門学校などに進学したい」が高く、知的障害のある児童は「特別支援学級・特別支援学校などに進学したい」が高くなっています。

1. 卒業後の進路

（注）１　無回答を除いて計算した。

　　　２　身体障害の平成９年・平成15年、知的障害の平成９年は、「通常の学級に進学したい」がない。

# Ⅵ　遊　　ぶ

### この１年間の活動と今後の意向

##### 身体に障害のある人

身体に障害のある人の１年間にした活動と今後したい活動を過去の調査と比較すると、ほぼ同じような傾向を示しています。この１年間にした活動の率と今後したい活動の率が近い項目が多いので、この１年間にしたい活動をある程度できていると解釈されます。

1. この１年間の活動と今後の意向（身体に障害のある人）

この１年間にした 今後したい

（注）平成19年・平成25年には「文化芸術創作活動」という選択肢がなかった。

##### 知的障害のある人

この１年間にした活動は、「旅行・キャンプ・つりなど」「コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・見学」「障害のある仲間とのふれあい」「スポーツ教室、大会などへの参加」がかなり高くなっています。今後したい活動は、ほとんどの項目で令和元年が過去２回の調査より高くなっています。

1. この１年間の活動と今後の意向（知的障害のある人）

この１年間にした 今後したい

（注）平成19年・平成25年には「文化芸術創作活動」という選択肢がなかった。

##### 精神に障害のある人

精神に障害のある人のこの１年間にした活動は、すべてが平成25年より低くなっており、特に「学習活動」は10ポイント近く低下しています。今後したい活動も、「コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・見学」以外は、平成25年より低くなっています。

1. この１年間の活動と今後の意向（精神に障害のある人）

この１年間にした 今後したい

（注）平成19年・平成25年には「文化芸術創作活動」という選択肢がなかった。

# Ⅶ　つきあう

### 聴覚または言語に障害のある人のコミュニケーション手段

聴覚に障害のある人のコミュニケーション手段は、「補聴機器」「筆談・要約筆記」が上昇を続けており、「手話」が低下しています。言語に障害のある人のコミュニケーション手段は、「筆談・要約筆記」が高いものの、令和元年は大幅に低下しました。令和元年に新たに設けた「携帯用会話補助装置」は、「筆談・要約筆記」と同率の29.4％でした。

1. 聴覚または言語に障害のある人のコミュニケーション手段（複数回答）

聴　覚　障　害 言　語　障　害

（注）「携帯用会話補助装置」という選択肢を設けたのは令和元年のみである。

### ボランティアの受け入れ

身体に障害のある人の受け入れるボランティアとしては、「部屋のそうじ・庭の手入れ」「病院などへの送迎・外出介助」が高いなど、過去の調査と同様の傾向を示しています。知的障害のある人は、「調理」「話相手、相談相手」「病院などへの送迎・外出介助」が高くなっています。

1. ボランティアの受け入れ（複数回答・共通選択肢のみ）

身　体　障　害 知　的　障　害

（注）平成15年・平成19年は、「調理」を「食事の介助」としている。

# Ⅷ　出かける

### 外出頻度

過去１年間の外出の頻度は、全般的に「週４回以上」が増加傾向にあります。知的障害のある人および精神に障害のある人の平成19年は、就労支援施設・作業所等利用者の多くが自立支援サービス受給者調査の対象となったため、「週４回以上」が低くなっています。

1. 過去１年間の外出の頻度

### 外出するうえで困ること

図表４－30は、身体に障害のある人および知的障害のある人に外出するうえで困ることをたずねた結果です。各年ともほぼ同様の傾向を示しています。

1. 外出するうえで困ること（複数回答・共通選択肢のみ）

（注）平成19年・平成25年・令和元年は○はいくつでも、平成15年は○は３つまで

# Ⅸ　すこやかに生きる

### 精神に障害のある人の精神科での治療

図表４－31は精神科での治療、図表４－32は精神科への入院経験、図表４－33は精神科への入院回数、図表４－34は精神科への延べ入院期間です。この４つの図表により、精神科への入院中の減少（図表４－31）、精神科への入院経験の減少（図表４－32）、精神科への入院回数の減少（図表４－33）、精神科への延べ入院期間の減少（図表４－34）が読みとれます。

この結果から導き出されることは、平成18年度から取り組んできた障害福祉計画の「入院中の精神に障害のある人の地域生活への移行」の効果といえます。入院中の精神に障害のある人の多くがグループホームに入居されたと考えられます。

1. 精神科での治療
2. 精神科への入院
3. 精神科への入院回数
4. 精神科への延べ入院期間

### 医療のことで困っていること

身体に障害のある人の医療のことで困っていることとしては、「医療費の負担が大きい」が最も高くなっていますが、「とくに困っていることはない」は、平成25年・令和元年とも51.0％を占めています。

知的障害のある人は、「医師・看護師などに病気の症状が正しく伝えられない」「医師・看護師などの指示などがむずかしくてよくわからない」などが高く、「とくに困っていることはない」は30％前後です。

1. 医療のことで困っていること（複数回答・共通選択肢のみ）

（注）選択肢は平成９年・平成19年・平成25年・令和元年がいくつでも、平成15年が３つまで

# Ⅹ　参加する

### 市民フォーラムの周知度

３障害とも市民フォーラムの周知度が低下しています。

1. 市民フォーラムの周知度

# Ⅺ　使　　う

### 相談機関

医療・福祉サービスや生活上の困りごとなどについての家族以外の相談先として、身体に障害のある人・精神に障害のある人は「医療機関」、知的障害のある人は「相談支援事業所・相談支援専門員」が高くなっています（図表４－37・図表４－38）。

1. 相談機関（複数回答・共通選択肢のみ）

身　体　障　害 知　的　障　害

（注）１　選択肢は平成19年・平成25年・令和元年がいくつでも、平成15年が３つまで

２　平成15年・平成19年は、「障害福祉施設」を「福祉施設」としている。

1. 相談機関（精神に障害のある人・複数回答・共通選択肢のみ）

（注）１　選択肢は平成19年・平成25年・令和元年がいくつでも、平成15年が３つまで

２　平成15年・平成19年は、「障害福祉施設」を「福祉施設」と、「相談するところがない」を「誰もいない」としている。

# Ⅻ　暮らしやすくなるために

暮らしやすくなるための各項目を過去の調査と比較すると、身体に障害のある人および知的障害のある人はあまり変動がなく、精神に障害のある人は上昇している項目が多くなっています。

1. 暮らしやすくなるために（複数回答・共通選択肢のみ）

身　体　障　害 知　的　障　害

（注）選択肢は平成19年・平成25年・令和元年がいくつでも、平成15年が５つまで

1. 暮らしやすくなるために（精神に障害のある人・複数回答・共通選択肢のみ）

（注）選択肢は平成15年は５つまで、平成19年・平成25年・令和元年はいくつでも